

第1章 本手引きの目的と構成

1.1 本手引きの目的

国土交通省は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、美しい国づくりに向けた取組みの基本的考え方や具体的な取組みをまとめた。また平成16年12月の「景観法」の施行も相まって、今後は景観に配慮しつつ社会資本整備が進められるとともに、既存の美しい景観についても保全・維持が図られていくことになる。道路は人々が日常生活において何らかの形でほぼ毎日利用する社会資本であり、道路における景観面での配慮は、人々が美しさを認識できるようにするだけではなく、ひいては人々が日常生活において潤いやまちの魅力を体感できる素地を与えるものともなりうる。

一方、社会資本整備に際しては、多様化する市民の価値観やライフスタイル、ニーズに適切に対応すると同時に、その意思決定プロセスを透明性の高いものとしていくことが望まれており、市民と行政などが協働で問題を解決し合意を形成していくことが非常に重要となってきている。道路整備においてもこれは例外ではなく、道路事業の実施や、その道路事業に道路景観形成を伴う場合においても合意形成を進めていくことは非常に重要な課題である。

本手引きは、以上のような背景のもと、道路景観形成時の合意形成に際しての基本的考え方など有益な情報を提供するものである。

ところで、そもそものところ道路事業における合意形成と、その道路事業に道路景観形成を伴う場合の合意形成とでは、合意形成の基本的な流れや合意形成のための手法などは、両者で特段異なるものではない。両者で異なるのは、道路景観形成を伴う道路事業の合意形成過程において、道路景観の形成・保全に向けての意見交換や討議が加わる点である。しかしながら、道路景観は、これまで市民にとってそれほど馴染み深いものではなく、また何らかの方法で、ある程度道路景観の出来上がりイメージを共有しないと意見交換や討議後の賛同が得にくいといった特徴を持つ。このため、道路景観形成を伴う道路事業の合意形成においては、意見交換や討議の対象が道路景観であるが故に生ずるこれらの点への対応が特に重要となってくる。本手引きでは、合意形成の過程で特に対応しておくべきこのような観点を明確化するとともに、それらの観点に対し、基本的考え方や対応方法、参考事例等を紹介し、現場での道路景観の形成・保全に資することを目的とする。

なお現在、景観に配慮した社会資本整備を進めるため、「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」が通達され、景観評価が試行的に実施されている。基本方針（案）では、学識経験者や地域住民、その他関係者の意見を収集しつつ事業案を作成していくこと（基本方針（案）では、これを「景観評価」と呼んでいる。）に関して、行政側の対応事項などその大枠が示されている。一方で本手引きは、対象を道路事業に限定するものの、道路景観形成時の合意形成に対して、対応しておくべき観点やそれに対する基本的考え方、対応方法、参考事例等を具体的に紹介するものである。本手引きは、基本方針（案）で示す大枠に対して、合意形成の進め方に関する詳細な内容を示しており、基本方針（案）を補完する位置にあると同時に、基本方針（案）に基づく景観評価の際に具体的な手引きとしても活用できるものである。

1.2 本手引きの構成

1.1 にも述べたように、本手引きは、意見交換や討議の対象が道路景観であるが故に、道路景観形成時の合意形成過程において特に対応しておくべき観点と、対応の基本的考え方や具体的方法等を示すものである。このため本手引きは、それらの点を中心に据えて構成した。本手引きの構成を図-1・1に示す。

まず第1章においては、本手引きの目的、構成、使い方について述べる。

第2章では、2.1で、道路景観形成時の合意形成において対応すべき観点を「道路景観の専門家の参画」、「視覚化ツールの活用」、「道路景観保全に向けた基盤づくり」の3つにまとめる。その後、それらの観点毎に具体的な対応に向けた基本的考え方を整理する。2.3では、それら基本的考え方を受け、事業段階として設計・施工段階を取り上げて、観点毎に、合意形成過程の各場面における対応内容を示す。なおこの際の理解を助けるため、2.2では、合意形成の基本ステップや合意形成のための手法など、道路事業の合意形成を進める際に必要となる基本的な情報についてあらかじめ振り返ることとしている。また2.4では、視覚化ツールの種類、特徴等について、一つの節としてまとめて整理している。

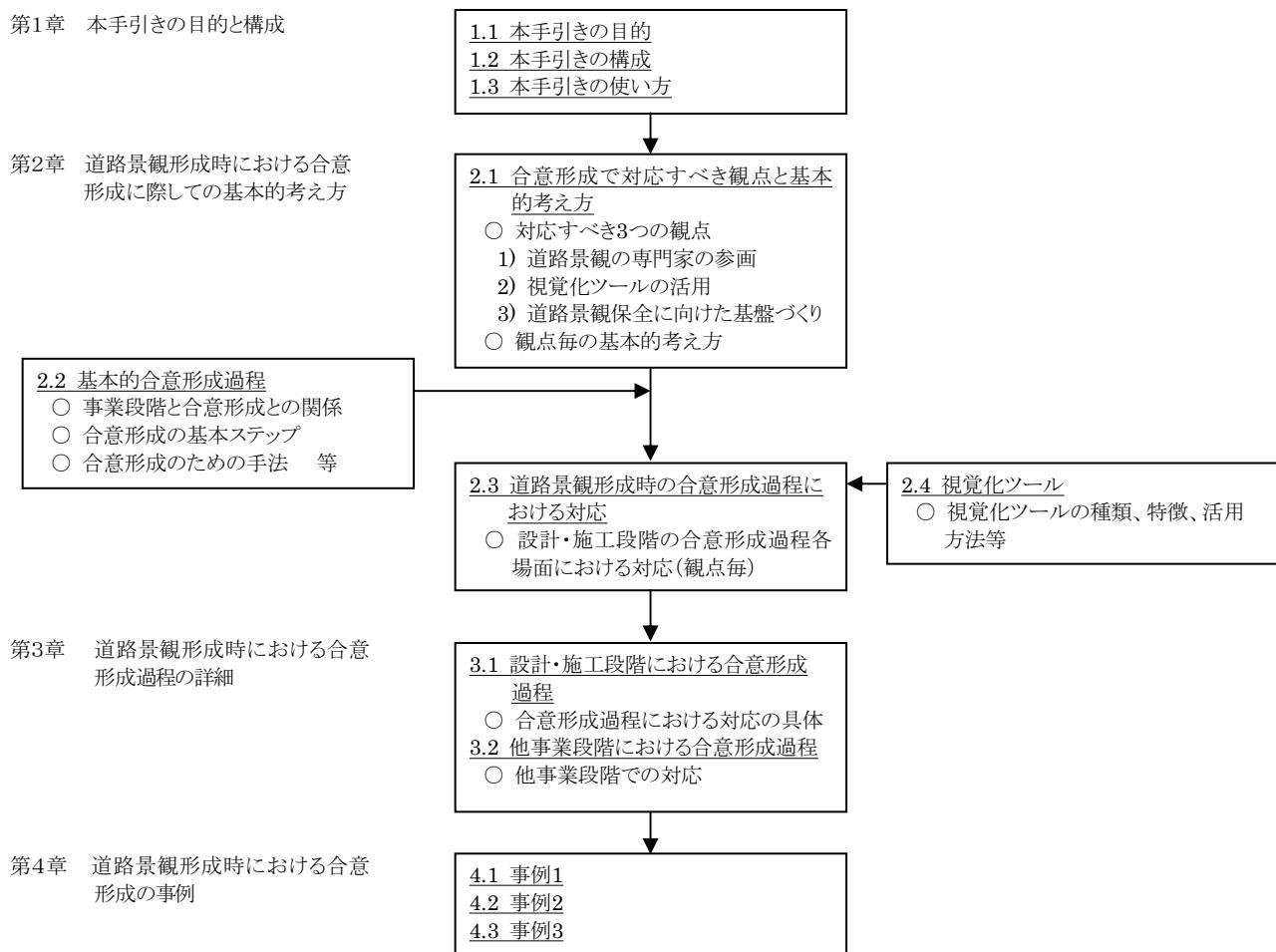


図-1・1 本手引きの構成

第3章では、2.3を受け、3.1で設計・施工段階における対応内容をより具体的に示す。ここでは3つの観点に関連して記述するとともに、それ以外の部分（一般的な道路事業の合意形成に関わる部分）についても記述している。3.2では、設計・施工段階以外の事業段階における対応内容を簡単に整理する。

第4章では、第3章までに述べた内容を踏まえ、道路景観形成時における合意形成の事例を示す。

本書の目的に添えば、2.1からスタートし、2.3、第3章、第4章と読み進めることにより、概念的な情報から、より具体的かつ事例的な内容が紹介されることとなる。

1.3 本手引きの使い方

道路景観形成を伴う道路事業の合意形成にあたっては、まずは本手引きの2.1から、合意形成過程で対応しておくべき3つの観点を理解する。また3つの観点それぞれへの対応を、

- 1) 基本的考え方 (2.1)
- 2) 基本的考え方 (2.1) 及び対応方法 (2.3)
- 3) 基本的考え方 (2.1) 、対応方法 (2.3) 、対応の具体 (3.1) 及び参考事例 (第4章)

と読み進めるに応じて理解を深め、実際に合意形成を進める際の参考とする。

2.4には視覚化ツールの特徴や活用方法がまとめて示してあり、合意形成の進捗等に合わせた視覚化ツールの使用についてもヒントを与えている。これら視覚化ツールは、一般的な道路事業の合意形成に際しても、道路管理者、市民、関係者間で道路空間の出来上がりイメージを共有するにあたって有用であり、そのような観点で視覚化ツールを独立的に使用することもできる。

なお2.2には、合意形成の基本ステップや合意形成のための手法など、道路事業の合意形成を進める際に必要となる基本的な情報が示してあるが、更なる情報や詳細については、他の図書を参考にすることなどを考慮すべきである。